

東秩父村障がい者計画・第3期障がい福祉計画(案)縦覧のお知らせ

村では「東秩父村障がい者計画・第3期障がい福祉計画（平成24～26年度）」を策定しています。広く住民の意見を反映するため、下記のとおり縦覧を実施します。

1. 縦覧期間 3月1日（木）～12日（月）
午前9時～午後4時
（ただし、土・日を除きます。）
2. 縦覧場所 東秩父村役場住民福祉課
3. 意見書の提出
計画（案）について意見を有する方は、3月12日（月）までに住民福祉課へ直接または郵送で提出してください。

問合せ 住民福祉課 ☎82-1221

保健センターからの お知らせ

夏の健診から半年が経ちました。特定保健指導の対象になっていた方は、この半年間を振り返る時期です。

保健センターでは、管理栄養士・健康運動指導士による運動教室、個別相談を下記の日程で実施します。運動教室では、日常や家でも継続できる身近な運動を紹介します。寒さでこわばった体を少しずつほぐしていきましょう。

これから春に向けて生活習慣を見直したい方、健康問題、食事や運動について相談したい方はこの機会をぜひ活用してください。

健康相談 向き合おう 自分の体 自分の生活

日程：3月8日（木）・3月15日（木）

時間：午後1時30分～3時30分

内容：運動教室、個別栄養相談

※ 個別相談を希望する方は、3月5日（月）までに保健センター（☎82-1557）へ電話で予約してください。

国保の届出を忘れずに！！こんなときは14日以内に届出をしましょう

届出をしないと医療費が全額自己負担になったり、届出が遅れた分の国保税も納めなくてはなりません。

国保に加入するとき	届出に必要なもの	国保をやめるとき	届出に必要なもの
他の市区町村から転入したとき	他の市区町村の転出証明書	他の市区町村に転出するとき	保険証
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険証の両方
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれた証明書	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険証の両方
子どもが生まれたとき	保険証・母子健康手帳	国保の被保険者が死亡したとき	保険証

問合せ 保健衛生課・国保担当 ☎82-1777

所得税と消費税および地方消費税(個人事業者)の 確定申告と納税は正しくお早めに！

平成23年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、平成24年3月15日（木）までです。また、平成23年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告は、平成24年4月2日（月）が申告・納付の期限となっています。

●納付期限と振替納税の利用について

確定申告による所得税と消費税および地方消費税の納期限および振替日は、次のとおりです。

所 得 税
・納期限・・・平成24年3月15日（木）
・振替日・・・平成24年4月20日（金）

消費税および地方消費税
・納期限・・・平成24年4月2日（月）
・振替日・・・平成24年4月25日（水）

*納税には便利で確実な振替納税をご利用ください。